

別紙 9（森林整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

森林が有する、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の維持・増進を図るため、森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行う。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 第 2（7 の規定を除く。）から第 4（1（4）ア（エ）a から c まで及び 7 の規定を除く。）まで、第 5（1（4）の規定を除く。）から第 8（3 及び 4（3）の規定を除く。）まで及び第 9 までの規定並びに別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 1（1）エ、第 5 の 1（2）及び第 5 の 2（1）の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

<p>第 2 の柱書き</p>	<p>森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、より適切な整備を進める必要がある。このため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。併せて、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を行うものとし、森林基盤整備事業（森林整備事業）（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。</p>	<p>森林整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。</p>
<p>第 2 の 1 及び第 4 の 1 の表題</p>	<p>育成林整備事業</p>	<p>森林環境保全整備事業のうち育成林整備事業</p>

第2の1	育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために	育成林の整備を推進するために
第2の2及び第4の2の表題	共生環境整備事業	森林環境保全整備事業のうち共生環境整備事業
第2の3及び第4の3の表題	機能回復整備事業	森林環境保全整備事業のうち機能回復整備事業
第2の4及び第4の4の表題	林道改良事業	森林環境保全整備事業のうち林道改良事業
第2の5及び第4の5の表題	林道点検診断・保全整備事業	森林環境保全整備事業のうち林道点検診断・保全整備事業
第2の6及び第4の6の表題	フォレスト・コミュニティ総合整備事業	森林居住環境整備事業のうちフォレスト・コミュニティ総合整備事業
第3	森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整第882号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）第3に準ずる。	<p>1 沖縄県知事、市町村長及び事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進を図るため、その体制を整備するとともに、林業関係団体、関係行政機関等との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。</p> <p>2 沖縄県知事は、市町村長及び事業主体に対し、本事業の実施についての適切かつ円滑な推進のための助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。</p>
第4の1(1)エ	都道府県道	県道
第4の1(4)ア(エ)柱	50ヘクタール 1キロメートル	30ヘクタール 0.8キロメートル

書き	以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。	以上であること。
第 4 の 1 (4) ウ 柱 書 き	50ヘクタール (アの(エ)の a の(b)に該当するもの、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては30ヘクタール以上）である場合は、	30ヘクタール である場合は、
第 5 の 1 (2)	都道府県知事 関係都道府県	沖縄県知事 沖縄県
第 5 の 2 (1)	都道府県知事又は市町村長は、 都道府県知事に	市町村長は、沖縄県知事に
第 5 の 2 (2)	林野庁長官 提出するものとする。なお、山のみち地域づくり交付金事業については、1の(4)に基づき作成した山のみち地域づくり計画を添付する。	内閣府沖縄総合事務局長 提出するものとする。
第 6 の 1	第 2 の 2 から 3 に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第 2 の 1 から 6（2及び3については林道整備に限る。）、第 4 の 7 の(1)のアの(ア)及び(イ)のbに規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。）、第 4 の 7 の(1)のアの(イ)のaについては、事業費（実行経費又は工事費（工事雑費を除く。）、第 4 の 7 の(2)に規定する事業については事業費（標準経費、実行経費又は工事費（工事雑費を除く。））とする。	第 2 の 2 から 3 に規定する事業（林道整備を除く。）については、事業費（標準経費又は実行経費）とし、第 2 の 1 から 6（2及び3については林道整備に限る。）に規定する事業については、事業費（工事費（工事雑費を除く。））とする。

第 8 の 4 (1)イ	(ア) 特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）における交付金額は、標準経費に査定係数の百分の一と交付率を乗じて求める。	(ア) （削除）
別記様式第 2号から第 4号まで	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙9の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき
別記様式第 3号及び第 4号	林野庁長官 殿 (注2) 山のみち地域づくり交付金事業については、山のみち地域づくり計画を添付する。)	内閣府沖縄総合事務局長 殿 (注2) （削除）
別記様式第 3号	〇〇（都道府県）	沖縄県

第3 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局長通知・23農振第2601号農林水産省農村振興局長通知・23林整計第345号林野庁長官通知・23水港第3045号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙（番号9 森林整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金により継続して行おうとする地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙27（森林整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 1又は2により移行された地区については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 4 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号9 森林整備事業に係る運用）の第5の2又は地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）別紙27（森林整備事業に係る運用）の第5の2の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業

実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。